



著者プロフィール

勢ノ 健一 (せしめけんいち)
 パートナー税理士
 平成11年 税理士登録
 平成12年 アクタス国際会計事務所
 (現アクタス税理士法人)
 入社
 平成15年 株式会社産業再生機構へ
 出向
 現在、中小企業を中心に税務の枠にと
 らわれない、会社経営の視点に立っ
 たコンサルティングを行っている。

方法	発生する税金	納税者	具体例
① 譲渡	所得税・住民税	譲渡者	経営者が持っている会社の株式を後継者に売却する
② 贈与	贈与税	受贈者	経営者が持っている会社の株式を後継者に贈与する
③ 相続	相続税	相続人	経営者の死亡により、持っていた株式を後継者が相続する

② 贈与による株式の承継
 贈与により株式の承継を行う場合には、贈与される株式の価額に対して贈与税が課されます。贈与税は、

課される税率は、非上場株式の譲渡であれば20%です。譲渡により株式を承継する場合、購入者である後継者に購入資金があるかどうかポイントとなります。
 また、株式を後継者に譲渡するのではなく発行会社に譲渡する場合には、みなし配当が発生する可能性があります。
 みなし配当は、配当所得として総合課税の対象となり、超過累進税率により所得税が課税されるため、株式譲渡益課税に比べて税負担が増える可能性があります。

③ 相続又は遺贈による株式の承継

贈与された者(受贈者)、すなわち後継者が納税者となります。
 贈与税には「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」があります。暦年課税とは、受贈者が1年間に贈与された財産の合計額に応じて計算した税額が課税される制度です。相続時精算課税とは、生前贈与分を相続時に精算する課税方法です。
 また、経営承継円滑化法の特例として、非上場株式の贈与税の納税猶予という制度もあります。
 どのような制度を活用するかについては、保有している財産や贈与者と受贈者の状況などによって異なるため、十分な検討をする必要があります。

経営者の死亡により経営者の財産を相続又は遺贈により株式を承継する場合には、相続税が課されます。相続税は、相続により取得した者(相続人)が納税者となります。相続税は、相続する財産額が多く

円滑に会社を引継ぐために 事業承継における税務知識

アクタス税理士法人

税理士 勢ノ 健一

中小企業の経営者の平均年齢が年々高くなってきている現状において、後継者選別に悩んでいる中小企業も増えています。

後継者がいる場合においても、後継者が経営権を維持するために自社株式をどのように承継させるかは重要な問題です。

万が一、事前の事業承継対策を講じることなく相続が起きてしまうと、遺産相続を巡って思わぬ家族の争いをまねくこととなってしまいます。さらには後継者が経営の重要な事項を決定することができないようなことにもなり兼ねません。

また株式の承継策を実施するためには、税金コストがどのようにかかるとのことも理解して進めることが重要です。

今後6回にわたって、事業承継を進めるにあたり基本的な事柄や留意点を紹介していきます。

まずは、株式の承継にはどのような税金がかかるかを説明した後に、その株式の評価をどのように行うかについて説明していきます。

株式の承継の主な方法と税金

経営者が保有している株式を後継者に引き継ぐには、次のような方法が考えられ、それぞれ発生する税金は以下のとおりです。(次ページ図参照)

① 譲渡による株式の承継

経営者所有の株式を後継者に売却して株式の承継をする場合には、売却する者に対して株式譲渡所得(売却対価-取得価額)として所得税と住民税が課されます。

なればなるほど税率が高くなる超過累進税率が採用されています。

また、経営承継円滑化法の特例として、非上場株式の相続税の納税猶予という制度もあります。相続により株式を承継する場合には、遺言などにより後継者に確実に株式が承継される方法を講じる必要があります。

ACTUS CONSULTING MIND
 コンサルティングで未来をつくる
アクタス税理士法人
 人間力あるコンサルティングサービスを皆様にご提供いたします。
 本部/東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F
 立川事務所/東京都立川市曙町2-34-13
 オリビック第3ビル5F
 TEL/042-548-8001 FAX/042-548-8002
 ホームページ: http://www.actus.co.jp/
 各種セミナーを定期的に開催しています。